

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	貸借料 円/10アール・年		支払方法
			登記簿面積 m <sup>2</sup>					
1	農事組合法人 岩屋谷農場	伯耆町岩屋谷赤子谷	田	賃貸借	2年 11か月 平成29年3月1日 平成32年1月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手 育成機構名義 の貯金口座に 振込む	—
		1254-1		水田				
		1255-1						
		1256-1						
		1257-1						
		1258-1						
		伯耆町岩屋谷赤子谷尻	田					
		1247						
		1248						
		1249						
		伯耆町岩屋谷泉頭	田					
		1271						
		1273-1						
		1275-1						
		1276-1						
		1277-1						
		180(2)	638m <sup>2</sup> のう					
		180(3)						
		伯耆町岩屋谷カウシ谷	田					
		69						
		1210						
		1211						
		1212						
		1214						
		1215						
		1217						
		1221						
1223								
1224								
1225								
1227								
1234								
1240								
1241								
伯耆町岩屋谷北ノ谷	田							
1320								

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
1	農事組合法人 岩屋谷農場	1321		1355.00	賃貸借 水田	2年 11か月 平成29年3月1日 平成32年1月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手 育成機構名義 の貯金口座に 振込む	-
		1322		1274.00					
		1324-1		1314.00					
		1325-1		370.00					
		1325-2		200.00					
		1325-3		150.00					
		1325-4		89.00					
		1326		726.00					
		1327		708.00					
		1329		774.00					
		1330		486.00					
		1332		699.00					
		1334		697.00					
		伯耆町岩屋谷荒神ノ上	田						
		1302		595.00					
		1303		1905.00					
		1304		2032.00					
		1305		2361.00					
		1306		1279.00					
		1307-1		220.00					
		1307-2		180.00					
		1308		915.00					
		1309		2461.00					
		1310		693.00					
		1311-1		902.00					
		1311-2		400.00					
		1313		1039.00					
		1315		694.00					
		伯耆町岩屋谷先近原	田						
		271-1		569.00					
		1281		1406.00					
		1282		2166.00					
1285		1426.00							
1286		1570.00							
1287		651.00							
1288		1000.00							

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
1	農事組合法人 岩屋谷農場	1290		619.00	賃貸借 水田	2年 11か月 平成29年3月1日 平成32年1月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手 育成機構名義 の貯金口座に 振込む	—
		1291		725.00					
		1293		1073.00					
		1294		2356.00					
		1295		2286.00					
		1298		2605.00					
		伯耆町岩屋谷三角田	田						
		498-1		622.00					
		498-2		1459.00					
		499-1		579.00					
		499-2		1502.00					
		500-1		1280.00					
		500-2		886.00					
		500-3		566.00					
		伯耆町岩屋谷三角田ノ上	田						
		502-1		1273.00					
		502-2		1785.00					
		503-1		1793.00					
		503-2		1014.00					
		504-1		1421.00					
		504-2		1859.00					
		505-1		800.00					
		505-2		1114.00					
		506		1628.00					
		伯耆町岩屋谷近原	田						
		311-1		231.00					
		315-1		280.00					
		315-2		33.00					
		328		317.00					
		332		1328.00					
		336		469.00					
		337		945.00					
340-1		836.00							
342-1		175.00							
344		360.00							
345		271.00							

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	貸借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
1	農事組合法人 岩屋谷農場	352	485.00	賃貸借 水田	2年 11か月 平成29年3月1日 平成32年1月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手 育成機構名義 の貯金口座に 振込む	—	
		伯耆町岩屋谷ドウメン	田						
		607-1	1513.00						田
		607-2	1470.00						
		616	1975.00						
		617	1717.00						
		伯耆町岩屋谷ドウメンノ上	田						
		1345	2894.00						
		1346	1864.00						
		伯耆町岩屋谷中田	田						
		593-1	922.00						
		594-1	336.00						
		594-2	587.00						
		596-1	289.00						
		596-2	1028.00						
		伯耆町岩屋谷佛ヶ峯山	田						
		494	466.00						
		伯耆町岩屋谷屋敷	田						
		428-1	186.00						
		439-1	552.00						
		469	631.00						
		473-1	125.00						
		伯耆町岩屋谷屋敷山	田						
		403-3	1027.00						
		404-2	234.00						
		404-3	65.00						
		伯耆町坂長赤子谷	田						
2606	2986.00								
2607	2813.00								
伯耆町坂長市場	田								
2482	1465.00								
2485	1502.00								
2487	1149.00								
2489	726.00								
2490	1089.00								
2491	1499.00								

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	貸借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
1	農事組合法人 岩屋谷農場	伯耆町坂長岩屋ケ成ル 2625	田	1148.00	賃貸借 水田	2年 11か月 平成29年3月1日 平成32年1月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手 育成機構名義 の貯金口座に 振込む	—
		2626		1302.00					
		2628		3111.00					
		2629		3053.00					
		2630		1567.00					
		2631		1491.00					
		伯耆町坂長大清水 2253	田	1234.00					
		伯耆町坂長長者原 2499	田	2681.00					
		2500		2914.00					
		2501		2771.00					
		2509		1440.00					
		2514		2068.00					
		2515		600.00					
		2516-1		180.00					
		2516-2		400.00					
		2516-3		300.00					
		2516-4		373.00					
		2517-1		245.00					
		2517-2		320.00					
		2517-3		270.00					
		2517-4		120.00					
		2517-5		75.00					
		2517-6		470.00					
		2517-7		704.00					
		2517-8		330.00					
		2517-9		270.00					
2517-10		95.00							
2517-11		135.00							
2517-12		420.00							
2517-13		50.00							
2518		1262.00							
2519		1898.00							

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
1	農事組合法人 岩屋谷農場	伯耆町坂長長者屋敷	田		2年 11か月 平成29年3月1日 平成32年1月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手 育成機構名義 の貯金口座に 振込む	—	
		2510		1215.00					
		2528		2764.00					
		2529		2625.00					
		2530		2492.00					
		2545-1		1114.00					
		2554		3236.00					
		2555-1		2500.00					
		2555-2		1465.00					
		2555-3		20.00					
		2556-1		3158.00					
		2557-1-1		2642.00					
		伯耆町坂長苗代通	田						
		1043-1		429.00					
		1046-1		261.00					
		1048		300.00					
		伯耆町坂長西南原	田						
		2566-1		1012.00					
		2567		1653.00					
		2568		1691.00					
		2569		1791.00					
		2572		2381.00					
		伯耆町坂長村上	田						
		2400-1		1503.00					
		2400-2		779.00					
		伯耆町坂長米子道端ノ下	田						
		2434		3246.00					
		2435		3153.00					
		2436		3120.00					
		2437		3133.00					
2438		3118.00							
2452		3128.00							
伯耆町坂長渡打	田								
2234		696.00							
2235		706.00							
2236		424.00							

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法
			登記簿面積 m <sup>2</sup>					
1	農事組合法人 岩屋谷農場	2237	519.00	賃貸借 水田	2年 11か月 平成29年3月1日 平成32年1月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手 育成機構名義 の貯金口座に 振込む	—
			189件 計 22,7241.00					

共通事項は別紙のとおり

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権の設定等の条件  
各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。  
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。  
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (2) 借賃の支払猶予  
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (3) 借賃の改訂  
この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 転貸又は譲渡  
乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (5) 遅延損害金  
ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。  
イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
- (6) 修繕及び改良  
ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。  
イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。  
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (7) 租税公課の負担  
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。  
イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。  
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。  
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。
- (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅  
天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。
- (9) 目的物の返還  
賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止  
甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務  
ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。  
イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。
- (12) その他  
この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。